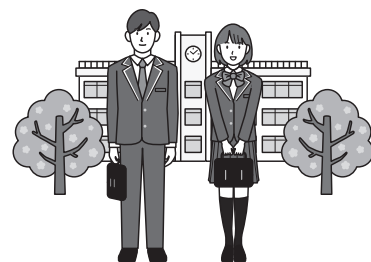


# 入学貸付・修学貸付のご案内

共済組合では、組合員またはその被扶養者(被扶養者でない子を含む。)が学校教育法に定める高等学校等に入学および修学するために必要な費用の貸付を行っています。

入学費用(入学金等)に充当できる「入学貸付」と修学費用(授業料等)に充当できる「修学貸付」の2種類があり、詳細は下記のとおりとなります。



貸付種類	入学貸付	修学貸付
貸付対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る)、大学、高等専門学校、専修学校または各種学校</li> <li>上記の他、理事長が定める要件に該当する外国の教育機関</li> </ul>	
対象費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学金</li> <li>授業料</li> <li>その他入学にかかる費用</li> </ul> } <u>入学金と同時に支払う場合のみ</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業料</li> <li>通学用定期券代</li> <li>その他修学にかかる費用</li> </ul> } <u>該当年度分のみ</u>
貸付金額	給料月額の6倍で <b>最高200万円</b> ※最低5万円(賞与併用償還の場合は最低30万円)から5万円単位	修業年限を限度として、月15万円で <b>単年度上限180万円</b> ※年度途中で申込みのあった場合は、貸付申込月の翌月から当該年度末までの残月数に15万円を乗じた額
申込時期	合格通知書が届いた時点から申込み可能 入学貸付は、随時貸付を行いますので、所属所の共済事務担当課を通して早めにお申し出ください。(期間等によっては、ご希望に沿えない場合もあります。)	入学時および進級時(ただし、年度途中からの申込みも可能) 修業年数を一括して貸付けはいたしませんので、必要な方は、毎年進級ごとに申請してください。
償還方法	貸付を受けた翌月から、元利均等償還または半年賦併用償還	貸付を受けた翌月から償還または修業終了月の翌月から償還(元利均等または半年賦併用) ※途中で償還開始も可能
貸付利率	<b>年利率1.26%</b> ※退職等年金給付の基準利率変動により貸付利率が変動する場合があります。	
申込書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>合格通知書または入学許可書(写)</li> <li>特別貸付申込書</li> <li>印鑑登録証明書</li> <li>貸付事故の有無に関する借入状況確認書兼申告書</li> <li>借入状況等申告書</li> <li>他の金融機関の償還表 ※共済組合以外から借入れがある場合</li> <li>入学金および納入日等が確認できる書類</li> <li>住民票または戸籍(除籍)抄本 ※被扶養者でない場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在学証明書(原本) ※初年度のみ合格通知書または入学許可書(写)も必要</li> <li>特別貸付申込書</li> <li>印鑑登録証明書</li> <li>貸付事故の有無に関する借入状況確認書兼申告書</li> <li>修学貸付にかかる償還申請書</li> <li>借入状況等申告書</li> <li>他の金融機関の償還表 ※共済組合以外から借入れがある場合</li> <li>授業料および納入日等が確認できる書類</li> <li>住民票または戸籍(除籍)抄本 ※被扶養者でない場合</li> </ul>

お問い合わせ先 福祉課 ☎048-822-3305